

相続法改正の事業承継への影響

日本大学総合科学研究所教授
弁護士（みなと協和法律事務所） 松嶋 隆弘



～要旨～

本稿は、相続法改正の事業承継への影響につき、Case を用いて検討するものである。

本稿では、まず、会社のオーナー経営者が遺言を残さずに死亡した場合、法定相続が開始し、当該経営者の保有株式は、法定相続人間で準共有になること、会社法上、準共有者間で権利行使者1名を定める必要があるところ、紛糾した場合、後継者株主が会社運営から排斥される可能性があることを指摘する。

その上で、遺言を用いた事業承継に話を進め、改正法の下、相続させる遺言が特定財産承継遺言として法認されたこと、自筆証書遺言の自署性が緩和されたことを指摘し、改正法の下における理論的・実務的問題点を検討する。

さらに、遺言の効力が一部否定される場面として、遺留分が主張される場合に話を進め、改正法における遺留分制度の改正点をCaseを用いて検討する。

最後に、改正法の下における事業承継対策について、一定の提言を行う。

1 はじめに

本稿は、表題のとおり、相続法改正の事業承継への影響につき、検討するものである。相続法は、昨年大幅に改正され、今年から段階的に施行されていくこととなる。事業承継対策も、今後は、この相続法改正を踏まえたものでなければならない。

筆者は、専攻する会社法・商事法の観点から事業承継（講学上は企業承継）¹⁾を研究する者であるところ²⁾、昨年、たまたまであるが、相続法改正につき2冊の改正法解説書³⁾を編む機会を得た⁴⁾。

中小企業のオーナー経営者の相続対策とは、単なる財産の承継にとどまらず、必ず事業承継の問題を含む⁵⁾。本稿では、「影響」につき具体的に検討するため、Caseを用いて検討する。

2 相続紛争の会社紛争への転化：事業承継対策をしなかった場合

(1) 遺言を残さずに死亡した場合

中小会社の法律紛争の大部分は、何らかの形で相続紛争を背景に有している。何らの相続対策、事業承継対策も取らない場合、相続紛争は容易に会社紛争に転化する。このことを、下記

の例で考えてみる。

【Case 1】

A 株式会社（非公開会社）では、オーナー経営者 B が株式を 100 パーセント保有している（発行済株式 3,000 株）。B は、長男 C に、会社を継がせたいと考えており、C もそのことを十分意識して、A 社の従業員として、B の元で働いている。

B は、ある時、突然の心臓発作で死亡した。B の妻は既に亡くなっており、B の法定相続人は、B の子である C、D（次男）、E（長女）である。D は、理系の大学院を出て、某企業の研究開発部門に勤務しており、E は、結婚して、他県で専業主婦をしている。現在、遺産分割協議は未了である。

(2) 【Case 1】における会社支配権の帰趨

遺言を残さずに死亡した場合、法定相続が開始し、法定相続人間において遺産分割がなされる。遺産分割は、当事者間の協議によることも可能だが、紛糾すると家庭裁判所における調停の場で手続が進められる。ただ、遺産分割の手続とは別に、A 会社の日々の業務は、何らかの形で意思決定され、遂行されていかなければならない。

【Case 1】の場合、A 社株式は、法定相続人（C、D、E）間において準共有されており（民法 898 条）、株式が準共有されている場合、会社法は、当該株式についての権利を行使する者（権利行使者）一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない旨規定する（会社法 106 条本文）。

ただ、どのような基準により権利行使者を定めるかにつき会社法は解釈に委ねている。学説

は分かれるが、判例（最判平成 9 年 1 月 28 日集民 181 号 83 頁）は、数人の共有に属する場合、社員（株式）の権利を行使すべき者は、その共有持分の価格に従い過半数をもって定めるべきとする（多数決説）。

【Case 1】の場合、A 社株式は、C、D、E 間で 1/3 ずつの割合で準共有されている。従って、後継者ではない D と E が組めば、後継者 C を排斥することが可能となる⁶⁾。何らかの事業承継対策が不可欠であることが理解できよう。

3 遺言による事業承継

(1) 相続させる遺言から特定財産承継遺言へ

① 改正前民法における相続させる遺言の活用

相続法は、事業承継に利用できる制度として、「遺言」制度を用意している。そこで、遺言を用いた事業承継につき、みていく。

【Case 2】

【Case 1】において、B は、生前に、「C に A 社の全株式を相続させる」旨の遺言を残していた。ところが、D、E は、遺産分割未了の間に、当該準共有株式（3,000 株）を勝手に第三者 F に対して売却してしまった。

遺言をする場合、このように相続「させる」旨の文言を用いることが通例であり、これを「相続させる遺言」という。相続させる遺言の法的性質につき、学説上議論があるものの⁷⁾、判例（最判平成 3 年 4 月 19 日民集 45 巻 4 号 477 頁）は、遺産分割方法の指定であると理解し、当該遺言において相続による承継を当該相続人の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、当該遺産は、被相続人の死亡の時に直ちに相続により承継される旨判示する。

【Case 2】の場合、当該準共有株式は、法定相続分を超えるか否かにかかわらず、遺産分割を経ずに、ダイレクトに被相続人（B）から相続人（C）に承継され、株式についての対抗要件具備は問題とされない（最判平成14年6月10日家月66巻1号77頁）。従って、当該準共有株式につきD、Eはそもそも無権利であったことになり、無権利者から権利を取得したFは、権利を取得できない⁸⁾。

しかしながら、この結論は、第三取得者Fの保護に欠けるのみならず⁹⁾、CがBの相続人ではなかった場合の取扱いとアンバランスである。すなわち、仮にCが相続人でない場合、当該遺言に基づく財産の承継は、特定承継たるCへの遺贈でしかありえず、Cは、登記なくして第三者（F）には対抗できないのである（最判昭和39年3月6日民集18巻3号437頁等）。

② 改正民法における特定財産承継遺言

改正法は、相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかに関わらず、法定相続分を超える部分については、対抗要件を具備しなければ、第三者に対抗できないものとする（改正民法899条の2第1項）。前掲最判平成3年4月19日以来発展してきた相続させる遺言を「特定財産承継遺言」という名称を付して法認するとともに（改正民法1014条2項）、相続の効力に関する限度で、遺贈に関する前掲最判昭和39年3月6日と平仄を合わせるべく変更する提案であるといえることができる。

【Case 2】に戻ると、当該遺言に基づき、Cは、法定相続分に関する分については対抗要件なくしてFに権利を主張できるが、法定相続分を超える分については、対抗要件がなければFに対抗できない。

（2）自筆証書遺言の要件緩和

① 改正前民法の下における自筆証書遺言の自署性の貫徹

【Case 3】

【Case 1】において、Bは、当該遺言を自筆証書遺言の方式で書いた。ところが、相続対象に関する財産については、分量が多かったところから、別紙の財産目録としてパソコンで書くことにした。

自筆証書遺言に関し改正前民法は、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押すことを要求するだけでなく（改正前民法968条1項）、自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じないものとしている（同条2項）。かかる規制は、秘密証書遺言が法式に欠け無効である場合において、無効行為の転換として、自筆証書遺言として有効であるための要件としても要求されている（民法971条）。このように、民法は、遺言者が遺言を自ら書く場合、要式性・自署性を厳格に要求している（自筆要件）。

これは、簡易に利用しうる自筆証書遺言において、遺言者の最終意思の确实さを担保しようとする趣旨に基づく規制である。すなわち、公証人が、遺言作成過程に介在する公正証書遺言と異なり、自筆証書遺言においては、簡易で便利である反面、（死後に本人に確認することができない遺言者の）最終意思の确实さを担保する必要がある。そのため、法は、遺言に際して、自筆要件を厳格に要求するとともに、相続開始時において、検認手続の履践を求めているのである（民法1004条1項）。

従って、改正前において、【Case 3】のような自筆証書遺言は、民法上許容されない。

② 改正民法における自署性の緩和

厳格な自筆要件の貫徹は、他面において、自筆証書遺言から、簡便さという長所を奪い取ってしまう。高齢化社会を迎えたわが国において、高齢者が、人生の最終局面で自己の意思を遺言に残そうとする場合に、厳格な自筆要件を貫徹することは（特に、財産目録まで全て自署を要求することは）、せっかく作った遺言の無効を招来し、かかる規制は、かえって「角を矯めて牛を殺す」帰結となる。

今回、改正法は、自筆証書遺言における過剰規制を排し、その利用の促進を図るべく、財産目録については、下記のとおり、自署を求めないこととした（改正民法 968 条 2 項）。改正法の下では、【Case 3】のような自筆証書遺言も許容されることになる。

加えて、自筆証書遺言に関しては、このほか、遺言書を法務局で保管するという制度も用意されており（法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成 30 年法律第 73 号））、この制度は、令和 2 年 7 月 10 日から利用することが可能となる。この制度を利用した場合、遺言の有無につき検索が可能になるため、せっかくの遺言が紛失する危険がなくなり、家庭裁判所での検認の手続が不要になる（同法 11 条）。

③ 改正法の下における遺言による事業承継の留意点

自筆証書遺言の緩和は、一見するとよいことづくめのようにも思われるが、注意も必要である。例えば、次の Case がその例である。

【Case 4】

【Case 3】において、B の自筆証書遺言作成当時、B は、認知症を患っていた。このことを知っていた D、E は、この遺言は無効であるとして、B の死亡後、遺言無効の訴えを提起してきた。

改正法は、自筆証書遺言における自署性を緩和した。しかし、当然のことであるが、遺言書の本文自体は、依然として「自筆」でなければならない。「自筆」とは、文字どおり、手書きのことである。わが国の場合、遺言を考えるのは、死亡する間際になってからのことが多い。その場合、手が震えて「介添え」してもらったりすると、後で、「自筆」でないとして、遺言無効の訴えで争われる可能性がある（自筆と認められたケースとして、最判昭和 62 年 10 月 8 日民集 41 卷 7 号 1471 頁）。また、【Case 4】のように、遺言時に認知症の傾向があったとして、遺言無効の訴えにより、遺言能力が争われることも予想される¹⁰⁾。遺言保管制度は、あくまでも「保管」するだけで、利用時の「認知の正常さ」を保障するものではない。そして、遺言無効の訴えは、家庭裁判所でなされる遺産分割の手続が「非訟」といって、あまり厳格な手続でないのと異なり、地方裁判所を管轄とする「訴訟」であり、証拠に照らして事実を認定する本格的な裁判手続である。

筆者がここで指摘しておきたいのは、入口で遺言作成の負担を軽くしようとして、安易に自筆証書遺言＋保管制度を利用することで、かえって、出口として、遺言無効の訴えを誘発することになってしまつては、せっかくの遺言による事業承継対策が台無しになってしまうということである。

遺言者（B）自身が高齢であり、相続人同士の関係が円滑でないなどといったリスクを認識

した場合、入口段階で慎重を期し、①. 遺言作成のため弁護士を依頼し、予め遺言執行者に指定しておく、②. 公正証書遺言を利用するといった選択をしたほうがよいと考えている。

4 遺言による事業承継と遺留分～会社支配権の帰趨を中心に～

(1) 遺留分減殺請求権行使の効果：物権的効力

① 改正前民法における遺留分の物権的効力

遺言による事業承継について考える場合、（特に会社後継者とならない者の）遺留分についても留意しておく必要がある。遺留分に関する規制は、今回の相続法改正で大きく変更されたところである。次の Case で考えてみよう。

【Case 5】

【Case 2】において、B の遺言に対し、D 及び E から、遺留分減殺請求権を行使する旨の主張がなされた。遺留分減殺請求に関しては、現在、裁判係属中である。

遺留分権利者が行う減殺請求権は形成権であり、その権利の行使は受贈者または受遺者に対する意思表示によってなせば足り、必ずしも裁判上の請求による要はなく、また一たん、その意思表示がなされた以上、法律上当然に減殺の効力を生ずる（最判昭和 41 年 7 月 14 日民集 20 卷 6 号 1183 頁）。そしてその効力は、物権的に生じると解されている。すなわち、遺留分権利者の減殺請求により贈与又は遺贈は遺留分を侵害する限度において失効し、受贈者又は受遺者が取得した権利は失効した限度で当然に減殺請求をした遺留分権利者に帰属する（最判昭和 51 年 8 月 30 日民集 30 卷 7 号 768 頁。なお、最判昭和 35 年 7 月 19 日民集 14 卷 9 号 1779 頁参照）。結果として、遺留分権利者と遺留分義務者との

間で共有状態が生じる。そして、この共有状態を解消するためには、遺産分割手続ではなく、共有物分割（民法 258 条）の手続によらなければならない。

上記を【Case 5】の場合に当てはめてみよう。D 及び E から、遺留分減殺請求権の行使により、A 社株式につき、C、D 及び E の間で準共有状態が生じる。これは、前記の会社法 106 条の権利行使者の問題がここで再び生じうることを意味する。

また、この準共有状態を解消するためには、前記の共有物分割の手続による必要がある。遺留分減殺請求により生じた共有状態の持分割合は、複雑な分数となることが多く、これは分割手続を長引かせる要因となる。結果として、遺留分減殺請求権の存在は、事業承継の大きな阻害要因となる。

② 遺留分「侵害」請求権の効力の金銭債権化

改正法は、前記の「物権的効力」を改め、行使の効果は完全に債権的なものとどまることとした（改正民法 1046 条 1 項）。すなわち、遺留分を侵害された遺留分権利者（及びその承継人）は、侵害者である受遺者・受贈者に対し、侵害された遺留分額に相当する金銭の支払いを請求することができることとされた。これに伴い、名称が「遺留分侵害請求権」と改められた。この遺留分侵害請求権は、金銭債権である。そして、遺留分侵害請求権を受けた受遺者・受贈者は、所定の負担ルールに従い、遺留分侵害額につき債務を負担する。そして、裁判所は、受遺者・受贈者の請求により、前記債務負担の全部又は一部につき、相当の期限を許与することができる（改正民法 1047 条 5 項）。

これを【Case 5】の場合でみてみる。D 及び E から、遺留分が主張されたとしても、遺留分

侵害請求権は金銭債権であるため、同請求権が行使されても、後継者であるCのみが株主であるという状態に変更はなく、A社株式につき共有状態は生じない。会社法106条の権利行使者の問題も、共有物分割の問題も、いずれも生じない。ここにおいて、事業承継に対する阻害要因がいずれも除去されていることが理解できよう。

(2) 遺留分の算定方法

① 遺留分の算定方法についての不明確性

もう一つ、遺留分に関しては、その算定方法についての不明確性が指摘されていた。下記の例でみてみよう。

【Case 6】

【Case 5】の遺留分に関し、相続人がBから受けた次の各贈与が問題とされている。

- (1) Cは、Bが死ぬ5年前に、後継者として、B宅に隣接した土地及びその上の建物を買ってもらった。
- (2) Dは、Bが死ぬ15年以上前に、理系の大学、大学院へ進学した学費を出してもらった。
- (3) Eは、Bが死ぬ20年以上前に、婚姻の際に、多額の結婚式代等、いわゆる「花嫁費用」を出してもらった。

改正前民法1030条は、贈与は相続開始前の1年間にしたものに限りその価額を算入する旨規定する。しかし判例（最判平成10年3月24日民集52巻2号433頁）は「民法903条1項の定める相続人に対する贈与は、右贈与が相続開始よりも相当以前にされたものであって、その後の時の経過に伴う社会経済事情や相続人など関係人の個人的事情の変化をも考慮するとき、減殺請求を認めることが右相続人に酷であるなど

の特段の事情のない限り、民法…の定める要件を満たさないものであっても、遺留分減殺の対象となる」旨判示し、実務は、この判例に依拠して運用されている。

しかしながら、第三者（受遺者・受贈者）は、相続人に対する古い贈与の存在を知りえないのが通例であろう。そして、相続に関する裁判は、大きくは家庭裁判所において審理される事件（例えば、遺産分割）と地方裁判所で審理される事件（例えば、遺言無効等）に分かれるところ、前者が性質上非訟事件である一方、後者は、多くの場合、訴訟事件である¹¹⁾。訴訟事件では、権利義務の存否につき、事実を主張し、それを証拠によって認定していかざるをえない。遺留分減殺請求権が行使された場合も、まさにかかる事件類型である。かかる手続を前提とする限り、前掲最判平成10年3月24日の判示のように、無制限に過去に遡ると、結果として、著しく法的安定性を害することになる。

【Case 6】の場合、C、D、Eが受けた贈与は、皆、遺留分減殺請求の対象となることとされよう。裁判においては、過去に遡って、相続人に対する贈与につき、証拠に基づき認定する必要がある。

② 改正法における「相続人に対する贈与」の範囲の明確化

改正法は、遺留分「侵害」請求の対象となる贈与の範囲につき、明確化を図った¹²⁾。すなわち、相続人が贈与を受けた場合、相続開始の10年前に限り、婚姻のため、生計の資本として受けた贈与の価額に限るものとされた（改正民法1044条3項）。結果として、【Case 6】の場合、改正法の下では、Cが受けた贈与のみ遺留分「侵害」請求の対象となる。

5 改正相続法を前提とした考えられる事業承継対策

(1) はじめに

次に、改正相続法を前提とした考えられる事業承継対策につき、遺留分と遺言に焦点を絞って検討していきたい。記述の都合上、遺留分から論じる。

(2) 事業承継対策

① 遺留分について：その1

次に、遺留分に関し留意すべき点を、下記のCaseで検討しよう。

【Case 7】

D、Eからの遺留分侵害請求権の行使に対し、Cは、裁判所に申立てた結果、期限の猶予をしてもらった。ところが、定められた期限が経過したにもかかわらず、Cは、D、Eの遺留分侵害請求権に関する金銭の支払いをすることができなかった。

前記のとおり、改正法は、裁判所が、遺留分侵害請求権の支払につき期限の猶予を認めることを許容した（改正民法1047条5項）。従って、改正法の下においては、この期限を前提とした資金的手当をすることが必要となる。

ただ、金額が多額に上る場合、Cとしては、せっかく相続したA株式を売却しなければならない可能性が生じる。そうなってしまったら、せっかくの事業承継も台無しになってしまう。

加えて、遺留分侵害請求権は、金銭債権であることに改めて留意が必要である。金銭債権である以上、D、Eとしては、消費貸借に基づく貸金請求権と同様、民事保全（仮差押）も可能だし、債務名義を得た上で、強制執行をすることも可能である。当然のことながら、対象はA

株式であり得る。

② 遺留分について：その2

遺留分を意識した事業承継対策は、10年単位のものである必要がある。次のCaseでみてみよう。

【Case 8】

【Case 1】において、Bが、「事業承継対策」として、自己が保有するA社株式3,000株につき、後継者として予定するCに対し、定期的にまとまった数を順次贈与していた。その結果、B死亡時に、Cは既に2,000株を保有しており、しかも、そのうち1,500株は、相続開始の10年よりはるか前に贈与済みであった。

前記のとおり、改正民法1044条3項は、相続人に対する贈与について、「財産価額」に算定されるのを「10年」と明定し、これにより前掲最判平成10年3月24日の下で危惧されていた、過去に遡り無制限に「財産価額」に算定される危険性はなくなった。今後は、「財産価額」に算定されないよう、しっかりした事業承継計画に基づき、あらかじめの後継者相続人への贈与が必要となろう。

これを【Case 8】でみてみると、改正民法1044条3項により、「財産価額」に算定される贈与は、2,000株中500株のみとなる。

③ 遺言の付言事項の活用

後継者（CaseではC）への円滑な事業承継を実現するためには、なんといっても、遺留分を有し、後継者でない相続人（CaseではD、E）と間で、被相続人（CaseではB）が生前に密なコミュニケーションを取っておくことが肝要である。遺言自体の留意点については、既に言

及したので、ここでは、付言事項に絞り、次の Case でみてみよう。

【Case 9】

- (1). 【Case 1】において、B が、「事業承継対策」の一環として、【Case 8】に加え、遺言を公正証書遺言とし、同遺言において弁護士を遺言執行者として選任する旨記載した上、遺言の付言事項として、① .A 社の後継者は C であること、② .D、E に対し、(1) のとおり、既に十分な贈与をしていることを明記した上、遺留分侵害請求の主張を控える旨を記載した。
- (2). また、B は、自己の死期がそう遠くないことを意識し、自己の財産の中から、一定額の財産（預金、有価証券）を D、E に対して与えていた（その後まもなく B は死亡）。
- (3). さらに B は、D、E に対し、前記遺言の内容を明らかにした上、遺留分をあらかじめ放棄するよう求めた。

【Case 9】の (1). は、遺言の付言事項を活用した例である。ここに付言事項とは、法定遺言事項以外の事項のことで、付言事項は法的な拘束力を持たないものの、遺言者は、付言事項において自分の希望を伝えたり、家族への感謝などを記載することが可能である。

【Case 9】の (1). で、B は、付言事項を用い、遺留分に関し、D、E に対し釘を刺そうとしている。【Case 9】の (2). は、(1). ②と連動して D、E に対する贈与が遺留分に関する「財産価額」に算定されることを活用しようとしているものである。

【Case 9】の (3). は、(1). を一歩進め、被相続人（B）が、D、E に対し、遺留分の事前放棄を求める例である。周知のごとく、遺留分は、時効の利益や相続そのものと異なり、家庭裁判

所の許可を受ける必要があるものの、相続の開始前（すなわち、B の生前）に放棄することが可能である（民法 1049 条 1 項）。これが利用できれば、後継者（C）への円滑な承継は、支障なく実現する。実際には、何らかの対価の供与が必要になろうし、相当の困難はあろうが、考慮事項として検討する価値はあろう。

6 結びに代えて

以上、相続法改正が事業承継に影響を与える場面を、もっぱら遺言と遺留分に焦点を絞り、Case を用いて検討してきた。次世代企業主への円滑な事業承継は、従業員の雇用継続などにも大きく影響するため、オーナー経営者にとって、オーナー相続対策＝事業承継対策は、最後の社会貢献ともいえる。本稿が事業承継に関心を有する方々にとって、少しでもお役に立てば幸いである。

【注】

- 1) 企業承継法とは、企業形態の如何を問わず、その企業主（経営者）の死亡によって生ずる新たな企業主（経営者）への経営権及びその裏付けとしての持分・株式の移転に関する法律問題を研究する商法学の一分科である。大野正道（1994）『企業承継法の研究』はしがき。
- 2) 松嶋隆弘（2002）「受遺者の選定の委任～企業承継法の観点から～」『判例タイムズ』1079 号、p.53
——（2002）「遺言による企業承継に関する一考察～受遺者の選定の委任の活用～」『商工金融』、52 巻 7 号 p.25
——（2007）「会社法における株主の地位と企業承継」『21 世紀の家族と法－小野幸二教授古稀記念論集』法学書院 p.532
- 3) 山川一陽・松嶋隆弘編（2018）『相続法改正のポイントと実務への影響』日本加除出版、松嶋隆

- 弘編（2018）『法務と税務のプロのための改正相続法 徹底ガイド』ぎょうせい
- 4) 座談会（山川一陽、松嶋隆弘）「相続法改正の実務と今後の課題は」『月刊弁護士ドットコム』39号、2019年 p.32
- 5) 相続法改正と事業承継について検討するものとして、山川・松嶋 前掲書 p.272（大久保拓也）、松嶋 前掲書 p.172（大久保拓也）
- 6) もっとも、多数決説による株主権の行使が権利濫用とされたものとして、大阪高判平成20年11月28日判時2037号 p.137。同判決の評釈として、松嶋・判批・『税務事例』47巻1号、p.53参照。
- 7) 松嶋隆弘（2003）「企業承継の観点からみた相続させる遺言」『判例タイムズ』1113号 p.33
- 8) A社が株券発行会社（会社法117条7項）であれば、善意取得（会社法131条2項）がありうる場所であるが、本稿では、検討から除外する。
- 9) 特に対象財産が、登記に公信力がないとされる不動産の場合、弊害は著しい。
- 10) 遺言能力につき、成本迅・藤田卓仙・小賀野晶一編（2018）『認知症と医療』勁草書房 p.56以下（加藤佑佳）参照
- 11) 但し、共有物分割の訴え（民法258条1項）は、一般に、形式的形成訴訟であると解されている。伊藤眞（2018）『民事訴訟法（第6版）』有斐閣 p.168、梅本吉彦（2010）『民事訴訟法（第4版補正版）』信山社 p.201、新堂幸司（2011）『新民事訴訟法（第5版）』弘文堂 p.211
- 12) 参考までに、遺留分についての全体像を次に示しておく。（次ページ）

まつしま たかひろ

1993年日本大学大学院法学研究科博士前期課程修了、司法修習等を経て、現職。元公認会計士試験委員（企業法）、元日本私法学会理事、元日本空法学会理事。

【主要著書】

山川一陽・松嶋隆弘編『相続法改正のポイントと実務への影響』日本加除出版、2018年6月

松嶋隆弘・渡邊涼介編『これ一冊でわかる！ 仮想通貨をめぐる法律・税務・会計』ぎょうせい、2018年

松嶋隆弘編『法務と税務のプロのための 改正相続法 徹底ガイド』ぎょうせい、2018年8月

【論文】

松嶋隆弘「会社法からの「営業秘密」管理への接近」『IPジャーナル3号』p.32、一般財団法人知的財産教育研究財団、2017年12月

【改正法の下における遺留分侵害請求権】（「民法」とあるのは、全て「改正民法」のこと）

1. 「遺留分」の算定

・遺留分＝「財産の価額」×「遺留分割合」

(1). 「財産価額」の算定（民法 1043 条、1044 条）

+	被相続人が相続開始の時に所有した価額（民法 1043 条 1 項）
+	贈与した財産の価額（民法 1043 条 1 項） ※ 当該財産が滅失し、又はその価額の増減があったときであっても、相続開始の時に所有したままのものとみなしてこれを定める（民法 1044 条 2 項、904 条）。
	①相続人以外が贈与を受けた場合（民法 1044 条 1 項）
	・原則として相続開始の 1 年前に限る
	②相続人が贈与を受けた場合（民法 1044 条 3 項）
	・相続開始の 10 年前に限る ・婚姻のため、生計の資本として受けた贈与の価額に限る
－	債務全額（民法 1043 条 1 項）

(2). 「遺留分割合」（民法 1042 条）：

①	直系尊属のみが相続人である場合	1/3（民法 1042 条 1 項 1 号）
②	それ以外	1/2（民法 1042 条 1 項 1 号）

※相続人が数人ある場合、上記に法定相続分により算定したその各自の相続分（民法 900 条、901 条）を乗じた割合（民法 1042 条 2 項）

2. 遺留分侵害請求権

(1). 遺留分侵害額（民法 1046 条 2 項）

・遺留分侵害額＝「遺留分」－「現実の相続利益」

※「現実の相続利益」の算定

+	受けた遺贈又は特別受益の価額（民法 1046 条 2 項 1 号）
+	「相続分」に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額（民法 1046 条 2 項 2 号）
－	遺留分権利者承継債務（被相続人が相続開始の時に所有した債務のうち、899 条の規定により遺留分権利者が承継する債務）の額（民法 1046 条 2 項 3 号）

(2). 遺留分侵害請求権

(i). 金銭債権となった（民法 1046 条 1 項）

(ii). 遺留分侵害請求権の権利者とは（民法 1046 条 1 項）：遺留分権利者及びその承継人

(iii). 遺留分侵害請求権の債務者とは（民法 1046 条 1 項）

・受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。）又は受贈者

(3). 遺留分侵害請求権において受遺者又は受贈者の負担額（民法 1047 条）

(i). 原則：

・「遺贈」又は「贈与」の「目的の価額」を限度として、遺留分侵害額を負担
→遺留分侵害額を負担する場合、被相続人からもらったものの価額が限度

(ii). 遺贈：特定財産承継遺言による財産の承継又は相続分の指定による遺産の取得を含む

(iii). 贈与：遺留分を算定するための財産の価額に算入されるものに限る。

(iv). 目的の価額：

・受遺者又は受贈者が相続人である場合：

「当該価額」－「遺留分として当該相続人が受けるべき額」

(v). 負担の順序

①	受遺者と受贈者	受遺者が先に負担（民法 1047 条 1 項 1 号）
②	受遺者が複数あるとき	その目的の価額の割合に応じて負担（遺言者がその遺言に別段の意思表示したときは、その意思に従う）
③	受贈者が複数ある場合	
④	受贈者が複数あるとき（贈与が同時にされたものではないとき）	後の贈与に係る受贈者から順次前の贈与に係る受贈者が負担する（民法 1047 条 1 項 3 号）